

平成27年1月

インターネットバンキングをご利用のお客さまへ

株式会社トマト銀行

法人インターネットバンキング補償制度変更のお知らせ

このたび、トマト銀行では、下記のとおり、トマト法人インターネットバンキングサービスの不正払い戻し被害の補償制度を一部変更いたしますので、お知らせいたします。

法人向けインターネットバンキングサービスで、不正な手段による暗証番号の盗み取り、不正送金させる被害が全国的に多発していることなどから、お客さまにより安全にインターネットバンキングをご利用いただくため、補償限度額を3千万円（現行5百万円）に増額するなど、補償制度を変更するものです。

記

■法人インターネットバンキング補償制度変更内容

1. 補償制度変更日

平成27年2月1日

2. 補償制度変更の概要

(1) 一事故（※）あたりの補償限度額を5百万円から3千万円に増額いたします。

※一事故とは、期間に関係なく同一の犯行などによる被害と当社が判定した事故をいいます。

(2) 補償を受けられないケースに「故意または第三者にパスワードを教えた等の重大な過失による損害であった場合」を追加いたします。



詳しい説明は、次の「補償制度のしくみ」をご覧ください。

補償制度のしくみ

法人インターネットバンキングにおいて、預金等の不正な払戻しに遭われた場合、一事故あたり3,000万円を限度に補償を実施するものです。

なお、ここでいう一事故とは、期間に関係なく同一の犯行等による被害と当社が判定した事故をいいます。

ただし、以下の場合には補償対象となりません。

なお、以下の状況を判定することについては、お客さまの申告、または当社の調査（調査会社による調査を含みます）により、当社が検討・判定した結果に基づきます。

□補償対象とならない場合

- お客さまから被害調査のご協力が得られない場合
- 警察に対して、被害事実等の事情説明をおこなっていただけない場合
- 不正な払戻しの発生した翌日から30日以内に当社へ事故の届出をしていただけなかった場合
- お客さま、またはお客さまの従業員等（お客さまから金銭的利益その他の利益を得ている方）の故意または第三者にパスワードを教えていた等の重大な過失による損害であった場合
- お客さまの従業員等（お客さまから金銭的利益その他の利益を得ている方）が加担した不正による損害であった場合
- ウイルス対策ソフトをご利用されていない場合
- 電子証明書サービスをご利用されていない場合
- 直接間接を問わず、指示または脅迫に起因して生じた損害の場合
- いわゆるフリーメールのアドレスを登録先電子メールアドレスとされていた場合
- 天変地異、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱時に生じた損害であった場合

操作方法など、ご不明な点のお問い合わせはこちらまで

トマト銀行お客さまサポートセンター

フリーダイヤル： ☎ 0120-992-996

（受付時間／平日 9:00～20:00）

（フリーダイヤルをご利用いただけない場合は下記にお問合せください。）

通話料有料： ☎ 086-221-1257

（受付時間／平日 9:00～20:00）